

○大府市市民後見人登録バンクの登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が十分でない人の成年後見制度の利用の促進を図るため、市が家庭裁判所に推薦する市民後見人の候補者の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民後見人 後見等を受ける者の親族以外の者（弁護士、司法書士その他の専門的資格を有する者を除く。）であって、後見人等に選任された者をいう。
- (2) 後見人等 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (3) 後見等 後見人等として行う後見、保佐又は補助をいう。

(登録資格)

第3条 市民後見人の候補者として大府市市民後見人登録バンク（以下「登録バンク」という。）に登録することができる者は、次の全ての要件に該当する個人とする。

- (1) 市が主催する大府市市民後見人養成研修を修了した者であること。
- (2) 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内において活動する意思を有する者であること。
- (3) 成年後見制度及び高齢者、障がい者等の福祉に係る理解及び熱意があること。
- (4) 生活が安定しており、健康であって、市民後見人としての活動に必要な時間を割くことができること。
- (5) 個人の秘密を固く守ることができること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第2条第2項に規定する成年被後見人等に該当する者

イ 民法第847条各号（第1号及び第4号を除く。）のいずれかに該当する者

ウ その他市民後見人の候補者として市長が不相当と認める者

(登録の申請)

第4条 前条に規定する登録要件を満たす個人で、登録バンクへの登録を希望する者は、大府市市民後見人登録バンク登録申請書（第1号様式）により、市長に登録を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、登録バンクに登録するものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、大府市市民後見人登録バンク登録申請書の提出があった時は、登録の可否を審査し、その可否を大府市市民後見人登録バンク登録決定通知書（第2号様式）により通知し、相当と認めた者について登録するものとする。

(登録期間)

第6条 登録期間は1年間とする。ただし、前条の規定により登録された者(以下「登録者」という。)から登録の辞退の申出がない場合は、期間満了後、自動的に更新するものとする。

(名簿の活用)

第7条 市長は、必要に応じて、家庭裁判所に市民後見人登録バンク登録者名簿を提出するものとする。

2 市長は、登録者のうち、当該事案の後見人等としてふさわしい者を、後見人等の候補者として、家庭裁判所へ推薦するものとする。

3 前項の規定による推薦は、当該候補者の意見を聴くとともに、大府市成年後見人等受任者調整会議の審査を経て行うものとする。

(登録事項の変更)

第8条 登録者は、登録内容に変更が生じたとき又は当該登録を辞退するときは、速やかに大府市市民後見人登録バンク登録変更(辞退)届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者の所在が不明で、連絡ができなくなったとき。

(3) 後見人等の候補者として不適格と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、大府市市民後見人登録バンク登録取消通知書(第4号様式)により、登録者に通知するものとする。

(登録者の責務)

第10条 登録者は、市が実施する次の事業に参加するよう努めるものとする。

(1) 市民後見人フォローアップ講座

(2) 法人後見支援活動

(3) 権利擁護の推進に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 大府市が前項各号に掲げる事業への参加を依頼するときは、登録者に対して活動内容を通知し、諾否の確認を行うものとする。

(守秘義務)

第11条 登録者及び市民後見人は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 登録者の個人情報の提供を受けた者は、適正に管理しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行する。